

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成25年3月1日 実施

九州電力株式会社

平成 25 年 2 月 27 日 20130226 資第 13 号 認可

この料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）は、
電気事業法第21条第1項ただし書の規定により供給約款等以外
の供給条件として認可を受けたものであります。

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

目 次

1	適用範囲	1
2	適用期間	1
3	料 金	1
4	日割計算	12
5	日割計算の基本算式	14
6	供給停止期間中の料金	14
7	制限または中止の料金割引	15
8	そ の 他	16
附	則	17

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件は、電気供給約款（平成24年6月20日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成24年6月20日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、季特別電灯（平成24年6月20日届出。以下「季特別電灯」といいます。）、高負荷率型電灯（平成24年6月20日届出。以下「高負荷率型電灯」といいます。）、低圧季特別電力（平成24年6月20日届出。以下「低圧季特別電力」といいます。）、深夜電力（平成24年6月20日届出。以下「深夜電力」といいます。）および第2深夜電力（平成24年6月20日届出。以下「第2深夜電力」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給約款等以外の供給条件は、(2)の場合を除き、平成25年3月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料金

供給約款15（料金）(1)、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款附則6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）

別措置) (1), 時間帯別電灯 7 (料金), 時間帯別電灯附則 4 (時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置) (2), 季時別電灯 7 (料金), 高負荷率型電灯 7 (料金), 低圧季時別電力 6 (料金), 深夜電力 3 (深夜電力 A) (5), 深夜電力 4 (深夜電力 B) (4) および第 2 深夜電力 6 (料金) は, 次のとおりといたします。

(1) 供給約款 15 (料金) (1) の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし, 27 (料金の算定) (1) イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) により日割計算をしてえた料金については, 早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。」は, 「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし, 27 (料金の算定) (1) イの場合で, 需給契約が消滅したときに 28 (日割計算) により日割計算をしてえた料金については, 早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

は早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額電灯に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

- (4) 時間帯別電灯7（料金）の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに9（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4（再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (5) 時間帯別電灯附則4(時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置)(2)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(5)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、供給約款27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(5)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。
- (6) 季時別電灯7(料金)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期

間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。ただし，供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。ただし，供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。」と読み替えるものとしたします。

- (7) 高負荷率型電灯7（料金），低圧季時別電力6（料金），深夜電力3（深夜電力A）(5)，深夜電力4（深夜電力B）(4)および第2深夜電力6（料金）の「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。ただし，供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を

してえた料金については，早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。」は，「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。ただし，供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款28（日割計算）に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。」と読み替えるものとしたします。

- (8) 太陽光発電促進付加金は，次のとおりとしたします。

なお，従量制供給の場合は，平成25年 3 月の検針日から平成25年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気には A 表の太陽光発電促進付加金単価を，平成25年 4 月の検針日から平成26年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気には B 表の太陽光発電促進付加金単価を適用いたします。

また，定額制供給の場合は，従量制供給の場合に準ずるものとしたします。この場合，従量制供給の場合にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし，供給約款の臨時電灯，臨時電力，農事用電力 B および供給約款附則 6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，従量制供給の場合にいう検針日は，応当日とい

たします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

- a 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）

太陽光発電促進付加金単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

A 表

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	1 円 1 4 銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	2 円 2 9 銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	3 円 4 2 銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	5 円 7 1 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	5 円 7 1 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 7 0 銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 4 1 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1 円 7 0 銭

B 表

電 灯	20ワットまでの 1 灯につき	7 4 銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	1 円 4 7 銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	2 円 2 1 銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	3 円 6 8 銭
	100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	3 円 6 8 銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 0 9 銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 1 9 銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	1 円 0 9 銭

ただし，供給約款等以外の供給条件（平成24年6月25日付け平成24・06・20資第229号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯A等の料金についての特別措置」といいます。）2（料金）の適用を受ける10ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

A表

1灯につき	57銭
-------	-----

B表

1灯につき	37銭
-------	-----

b 臨時電灯 A

太陽光発電促進付加金単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

A表

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	92銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	92銭

B表

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	5 9 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	5 9 銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は，次のとおりといたします。

A表

契約電力1キロワット1日につき	9 7 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	4 9 銭

B表

契約電力1キロワット1日につき	6 2 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3 1 銭

d 農事用電力B（脱穀調整需要）

太陽光発電促進付加金単価は，次のとおりといたします。

A表

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	2 4 銭	4 8 銭	9 7 銭	1円4 5 銭	1円9 3 銭	2円4 2 銭

B表

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	16銭	32銭	62銭	93銭	1円24銭	1円55銭

e 深夜電力 A

太陽光発電促進付加金単価は，1月につき次のとおりといたします。

A表

1契約につき	14円70銭
--------	--------

B表

1契約につき	9円45銭
--------	-------

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金単価は，次のとおりといたします。

A表

1キロワット時につき	15銭
------------	-----

B表

1キロワット時につき	9銭
------------	----

□ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は，次により算定いたします。

なお，太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

- a 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 6（農事用電灯のお客さまについての特別措置）

太陽光発電促進付加金は，イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

- b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B（脱穀調整需要）および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は，イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

- (ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は，その 1 月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A および供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の太陽光発電促進付加金は，最低料金適用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の太陽光発電促進付加金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお，供給約款附則 4（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）の適用を受ける場合は，太陽光発電促進付加金は，供給約款附則 4（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）(2)に準じて算定いたします。

4 日 割 計 算

供給約款 28（日割計算），時間帯別電灯 9（その他）(1)イ，時間帯別電灯附則 4（時間帯別電灯〔8 時間型〕のお客さまについての特別措置）(5)イおよび季時別電灯 10（その他）(1)イは，次のとおりといたします。

- (1) 供給約款 28（日割計算）(1)の「当社は，27（料金の算定）(1)イ，口ま

たは八の場合は，次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は，「当社は，27（料金の算定）(1)イ，口または八の場合は，次により早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし，時間帯別電灯9（その他）(1)イ，時間帯別電灯附則4（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(5)イおよび季時別電灯10（その他）(1)イの「当社は，供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は，「当社は，供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款28（日割計算）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」は，「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金は，別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款28（日割計算）(1)口の「電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」は，「電力量料金ならびに従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表9（日割計算の基本算式）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表9（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合」は、「基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早収料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款別表9（日割計算の基本算式）(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合」は、「日割計算に応じて電力量料金ならびに従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表9（日割計算の基本算式）(5)の「供給停止期間中の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合」は、「供給停止期間中の早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款38（供給停止期間中の料金）の「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたしま

す。)を28(日割計算)により日割計算をして、早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款41(制限または中止の料金割引)は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款41(制限または中止の料金割引)(1)の「当社は、40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「当社は、40(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款41(制限または中止の料金割引)(1)イの「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。」は、「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金とし、その他については基本料金(力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金ならびに最低料金の再生可

能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。」と読み替えるものといたします。

- (3) 供給約款41(制限または中止の料金割引)(3)の「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は、「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 そ の 他

- (1) 定額電灯および公衆街路灯A等の料金についての特別措置の適用を受けたことにより、料金に変更があった場合、当該適用の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては、供給約款27(料金の算定)、4(日割計算)および5(日割計算の基本算式)によって日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力または第2深夜電力に定めるところによるものといたします。

附

則

附 則

(太陽光発電促進付加金についての特別措置)

お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第 9 条第 1 項に定める電気の使用者に該当する場合で、当社にその旨を申し出ていただいたときの太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

- 1 2 の場合を除き、平成25年 3 月の検針日から平成25年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る太陽光発電促進付加金は、3 (料金) (8) 口にかかわらず、零円といたします。

- 2 定額制供給の場合は、1 に準ずるものといたします。この場合、1 にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力、農事用電力 B および供給約款附則 6 (農事用電灯のお客さまについての特別措置) で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、1 にいう検針日は、応当日といたします。